

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 公園緑地課

不利益処分の内容	県立自然公園の普通地域内における行為の禁止及び制限並びに命令	
根拠法令等及び条項	栃木県立自然公園条例第21条第2項	
処分基準	根拠条項	栃木県立自然公園条例第21条第2項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成22年10月19日設定 平成22年10月19日最終変更
処分基準	【基準】	
	<p>1 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長に対し、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他知事が定める事項を届け出なければならない。</p> <p>(1) その規模が市長が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が市長の定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)</p> <p>(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(6) 土地の形状を変更すること。</p> <p>2 市長は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において上記に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p> <p>3 2の処分は、1の届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。</p>	